

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2024年 7月 1日現在]

医療法人敬樹会の訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護および介護予防訪問看護を提供します。

■事業者の概要

- 名称: 医療法人 敬樹会
- 住所: 埼玉県さいたま市西区大字宝来776番地1
- 代表者: 理事長 長倉 芳樹
- 電話: 048-729-5737
- FAX: 048-729-5738
- 医療機関・事業所数

ながくらクリニック〔1〕 居宅介護支援 指扇北〔1〕 訪問看護ステーション〔1〕

《2024年6月1日現在》

■運営方針

サービスの提供にあたっては、利用者である要介護者などの意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって行います。利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練をおこなうことにより、利用者の社会的孤立感の解消、および心身の機能の維持・向上、ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

■サービスを提供する指定事業所の概要

- 事業所名: かなで訪問看護ステーション
- 所在地: 埼玉県さいたま市西区大字高木1366番地1
- 介護保険事業者番号:
- 指定年月日: 指定訪問看護 事業所番号: 1166591135 2020年4月1日
指定予防訪問看護 事業所番号: 1166591135 2020年4月1日
- 管理者: 佐々木 亜希子
- 職員体制: 看護師 常勤 6名・非常勤 2名、
理学療法士 常勤 1名
事務 1名
- 通常の事業の実施地域: さいたま市西区・北区・見沼区・桜区・大宮区・中央区、上尾市、川越市(新町・朝日・寺尾・中台・中台元町・藤間・久下戸・古谷ト・古谷本郷・渋井・今福・今泉・下老袋)
※上記地域以外の方はご相談ください。
- 営業日・時間: 月曜日～金曜日、祝日の8時30分～17時30分
- 休業日: 土曜日・日曜日、12月30日～1月3日

■サービス内容

- 全身状態のチェックや予防、手当
血圧や脈、呼吸の状態、体温、顔色や皮膚の状態、浮腫(むくみ)の有無などのチェック。食事や排泄の指導、床ずれの予防や手当、点滴の管理、寝たきり予防のリハビリテーションなど。

●医療機器の管理

経管栄養・尿の管・在宅酸素・人工呼吸器などの管理や指導、その他の医療機器の管理。

●身体介護

入浴介助、排泄介助、体位交換、清拭・洗髪、着替えの介助、オムツ交換など

●福祉や医療に関する相談

国や県、市町村の福祉・医療に関する制度の紹介や利用方法の説明。介護の指導や相談、医療に関する相談など。

■利用料

- 1 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額にいたします。
- 2 キャンセル料として、サービス実施当日朝9時までの利用中止の申し出がなかった場合、もしくは訪問時不在の場合、キャンセル料を請求します。但し、ご利用者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。
1回のキャンセル料として 10,000円 請求します。
- 3 地域外での自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から1kmあたり100円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支いに同意する旨の文書に署名（記銘押印）を受けることとします。

■サービスの利用方法

○サービスの利用開始

- ①まずは、電話等でお申し込みください。事業者がご自宅を訪問して、サービスの内容をご説明しながら、ご本人の要望やご様子などについてお話をうかがいます。
- ②要介護1～5(介護給付)の方で担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)が決まっている場合は、その介護支援専門員にご相談の上、お申し込みください。
- ③要支援1・2(予防給付)の方は担当の地域包括支援センターまたは介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談の上、お申し込みください。
- ④契約を結び、サービスの提供を開始します。

○サービス利用契約の終了

- ①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。ただし、ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。解約料等は発生しません。
- ②事業者の都合でサービス利用契約を終了する場合
事業所の移転、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。また、担当のケアマネージャーにも同様に通知いたします。
- ③以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス利用契約を終了いたします。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所された場合
 - ・ご利用者の要介護状態区分または要支援状態区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合は、ご利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

ご利用者やご家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

■サービスの利用にあたっての留意事項

○訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の作成と交付

担当の介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」「(介護予防サービス計画)」にそって、主治医による「訪問看護指示書」および、ご利用者一人ひとりのご要望と日常生活全般の状況をふまえた「訪問看護計画書」「(介護予防訪問看護計画書)」を作成してケアをおこないます。この「訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)」は、ご利用者またはご家族に説明し、同意を得た上でお渡しいたします。

○サービス内容の変更

利用する曜日や内容の変更を希望される場合は、遠慮なく当事業所の管理者または看護師、担当の介護支援専門員および地域包括支援センター担当者にご相談ください。

■高齢者への不適切な対応防止、身体的拘束等の適正化について

事業者は、ご利用者様等の人権擁護・虐待の防止、身体的拘束等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、事業者職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 事業者職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、事業者職員がご利用者等の権利擁護にとりくめる環境整備に努めます。
- ④ 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者を制限する行為を行いません。なお、身体的拘束等をおこなう場合にはその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

■事故発生時の対応について

事業者の職員教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、サービスの提供によりご利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり、迅速かつ適切な対応により、円滑・円満な解決に努めます。

- ① 速やかに主治医、ご家族等、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)等、および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。そのために介護事業者損害賠償保険に加入しています。
- ③ 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

■緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てをおこなうとともに、速やかに主治医、ご家族等および担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

■災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、ご利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

■秘密保持

事業者の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

■個人情報の利用目的と取り扱い

1. 使用目的

- (1) 介護サービス・介護予防サービスの提供を受けるにあたって、事業所と居宅介護支援事業所の介支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員)との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員)または介護サービスおよび介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービス・介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化およびけが等で医療機関を受診した際、医師・看護職員等に説明する場合。

2. 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画および介護予防サービス計画に掲載されている事業所。
- (2) 医療機関(体調等の変化およびけが等で診療することとなった場合)。

3. 使用する期間

当事業所よりサービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

■従業者研修の実施について

- ① 事業者の職員の資質向上を図るために、研修の機会を以下のとおり設けています。
- ② 採用時研修:採用後6ヶ月以内
- ③ 継続研修:年1回以上

■第三者評価

実施なし

■相談・要望・苦情などの窓口

○サービスに関する相談・要望・苦情などは、下記相談窓口にお寄せください。

《サービス相談窓口》

担 当: 管理者 佐々木 亜希子

電話番号: 048-729-7890

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口で苦情を申し出ることができます。

- さいたま市役所介護保険課 電話番号:048-829-1265
- さいたま市西区高齢介護課 電話番号:048-620-2668
- さいたま市北区高齢介護課 電話番号:048-669-6068
- さいたま市見沼区高齢介護課 電話番号:048-681-6068
- さいたま市桜区高齢介護課 電話番号:048-856-6178
- さいたま市大宮区高齢介護課 電話番号:048-646-3068
- さいたま市中央区高齢介護課 電話番号:048-840-6068
- 上尾市高齢福祉課 電話番号:048-775-5124
- 川越市介護保険課 電話番号:049-224-8811
- 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 048-824-2568 (苦情相談専用)